

平成25年度かながわ介護ひとつづくり事業(介護雇用プログラム：  
介護職員初任者研修課程)委託仕様書

1 目的

介護事業者等が離職失業者等を有期雇用契約労働者として雇用し、当該労働者が働きながら介護資格を取得することにより、介護現場での雇用の拡大を図り、介護分野の人材の育成・確保に資することを目的とする。

2 委託期間

事業の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年2月28日までとする。

3 事業内容

- (1) 県内の事業所において、介護職員初任者研修課程修了を目指す離職失業者等を有期雇用契約労働者として雇用する。募集は計画的に行い、公共職業安定所での求人登録を必須とする。
- (2) 雇用する有期雇用契約労働者の人数は、1事業者(法人)につき20人を上限とし、事業者の規模に応じた適切な人数とする。
- (3) 雇用した有期雇用契約労働者に対し、介護資格取得予定を踏まえた上で介護施設等における介護補助労働に計画的に従事させるとともに、介護職員初任者研修課程修了のための養成機関における講座を受講させる。
- (4) 雇用した有期雇用契約労働者に対し、講座受講中を含め、雇用期間中の賃金を支払うとともに、資格取得のための養成機関における講座受講費用を負担する。
- (5) 雇用した有期雇用契約労働者の雇用期間終了後に向けた就業支援計画を策定する。

4 事業の実施方法

- (1) 雇用する有期雇用契約労働者の雇用条件は次のとおりとする。
  - ア 雇用期間は、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの間で、原則として8か月以上とする。
  - イ 1日の労働時間数及び1月の勤務日数は、常勤職員の例に準ずることとする。ただし、週の労働時間が40時間を超えることはできない。
  - ウ 養成機関の受講時間(昼休み及び休憩時間を除く)及び養成機関と介護施設との間の通常の移動に要する時間も労働時間とする。
- (2) 有期雇用契約労働者の雇用時に、受講を推薦する養成機関及び養成講座を提示し、当該講座受講について有期雇用契約労働者の同意を得た上で雇用する。
- (3) 雇用した有期雇用契約労働者に対して、適切なOJTを実施する。

5 委託料の精算

雇用した有期雇用契約労働者が中途離職した場合は、離職の日までに実際に支弁した費用及び支弁を要することが定められた費用(当日までの賃金など)を事業費とし、残余の額を返還するものとする。雇用した有期雇用契約労働者が、やむを得ない理由による場合を除き資格取得のための養成機関における講座受講を中止した場合、またはやむを得ない理由による場合を除き委託契約期間内に講座を修了することができなくなった場合も同様とする。